

定 款



文 書 管 理 責 任 者	代表理事
改 訂 権 限	評議員会
初 版 制 定 年 月 日	平成 25 年 4 月 1 日
改 訂 年 月 日	令和 6 年 7 月 1 日

文書の変更及び改訂の記録

制定・改訂年月日	改訂番号	改訂状況・内容	評議会開催日
平成25年 4月1日	初版	公益財団への移行による初版制定	平成24年 6月20日
平成26年 4月1日	2版	・定款中の評議員会と理事会の議事録署名について一部改正 ・理事会の職務に関する項目追加	平成26年 3月13日
平成26年 7月1日	3版	・定款附則別表第1基本財産 財産の種類のみの額面記載。	平成26年 6月19日
平成31年 4月1日	4版	・第13条無報酬 ⇒ 規程に定める ・第10章第41条事務局の定義 ・第11章第42・43条情報公開・個人情報保護 その他 誤字修正	平成31年 3月14日
令和6年 7月1日	5版	・第3・4条目的及び事業を変更 ・第11条評議員の選任及び解任を変更 ・第13条評議員の報酬を無報酬に変更 ・第16条評議員会開催期を変更 ・第17条評議員会招集について一部追加 ・第27条理事及び監事の報酬を無報酬に変更 ・第30条理事会開催期を変更 ・第31条理事会招集について一部追加 ・第40条公告の方法を変更 ・第41条事務局について一部変更 ・第44条委任について追加	令和6年 6月26日

公益財団法人旭化成ひむか文化財団 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人旭化成ひむか文化財団（以下、当法人という）と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を宮崎県延岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、宮崎県内において、地域社会のニーズやその他の社会情勢、経済的な変化などに柔軟に対応すべく、幅広い文化活動を推進することにより、地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学術および科学技術を振興する事業
- (2) 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養する事業
- (3) 文化及び芸術を振興する事業
- (4) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 当法人の目的である事業を行うために不可欠な別表第1の財産は、当法人の基本財産とする。

2 基本財産は、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載し

た書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則

第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 当法人に評議員3名以上5名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 評議員のうちには、評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員の現在数の3分の1を超えて含まれないものであること。
- (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- ア 理事
- イ 使用人
- ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人ではない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- エ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律によって設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(3) 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。
(評議員の任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第13条 評議員に対しては、報酬は無報酬とする。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、代表理事は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。
- 4 代表理事は、評議員の開催日の1週間前までに、評議員に対し、会議の日時、場所、目的である事項等を記載した書面又は電磁的方法により招集の通知を発しなければならない。
- 5 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、出席した評議員の中から互選によって定める。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の三分の二以上にあたる多数決をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者毎に第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条の要件を満たしたときは、評議員会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人が記名押印する。

第6章 役員

(役員の設置)

第21条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上10名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち、1名を業務執行理事とする。

(役員の選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 業務執行理事は、代表理事を補佐し、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

4 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び

財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任については、第19条第2項に従わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。

第7章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定

(2) 規程の制定、変更及び廃止

(3) この法人の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(開催)

第30条 定例理事会は、事業年度ごとに2回開催する。

2 臨時理事会は、必要がある場合にはいつでも開催することができる。

(招集)

第31条 理事会は代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集

する。

- 3 理事会を招集するときは、開催の1週間前までに各理事及び各監事に対し、会議の日時、場所、目的である事項等を記載した書面又は電磁的方法により召集の通知を発しなければならない。
- 4 前項にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、召集の手続きを経ることなく、理事会を開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議事録には会議に出席した代表理事及び監事が、記名押印する。

第8章 定款の変更及び合併・解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(合併等)

第36条 当法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の三分の二以上の議決により、他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

(解散)

第37条 当法人は、基本財産の滅失による当法人の目的である事業の成功の不能その他の法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第38条 当法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体

に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第39条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 当法人の公告は、主たる事務所内にて行う。

第10章 事務局

(事務局)

第41条 当法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を経て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関する事項は、業務執行理事が別に定める。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第42条 当法人は、公開で開かれた活動を維持するため、その活動状況、運営内容及び財務資料等の情報を積極的に公開する。

- 2 情報公開に関する判断は、業務執行理事が行う。

(個人情報の保護)

第43条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する判断は、業務執行理事が行う。

第12章 補足

(委任)

第44条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により、理事会が別に定める。

附則

(施行日)

- この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(移行による事業年度)

- 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 当法人の最初の代表理事は 松居 龍 とする。
- 当法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

甲斐 敬三

九鬼 勉

後藤 明

山口 孝

山本 道明

- この定款は平成25年4月1日から施行する。

(附則)

- この定款の変更は、平成26年4月1日から施行する。

(附則)

- この定款の変更は、平成26年7月1日から施行する。

(附則)

- この定款の変更は、平成31年4月1日から施行する。

(附則)

- この定款の変更は、令和6年7月1日から施行する。

別表第1

基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）

財産種別	場所・物量等
債券（額面）	350,000,000 円